

# 行政内部事務にかかる BPR 支援等業務募集要項

## 1 募集の目的

2020年12月25日に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定、同日、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」が策定され、”行政サービスにおけるデジタル技術やデータ活用による住民の利便性向上”、さらには、”デジタル技術やAI等を活用した業務効率化により人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていく”ことが求められている。

本市においても、これらの趣旨を踏まえ、令和5年度～令和7年度の実行期間とした「滝川市DX推進計画(以下、「DX推進計画」という。)」に基づき、DX推進を行っていくこととしている。

本業務は、令和7年度の行政内部事務システム更新・導入を見据え、内部事務全般について、個別最適化に留まることなく全庁的な視点での課題整理やシステム統合等を検討し、限られたリソースの中で、経費および職員の業務負荷も含めた最大限の効果を実現するため、行政内部事務にかかるBPR支援等について、公募型企画提案方式により最適な事業者を選定するものである。

## 2 事業概要

### (1) 業務名

行政内部事務にかかるBPR支援等業務(以下、「本業務」という。)

### (2) 期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### (3) 業務の内容

別添「行政内部事務にかかるBPR支援等業務仕様書」のとおり

### (4) 提案上限額

9,856,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

### (5) 担当部署

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号

滝川市総務部総務課デジタル推進室(滝川市庁舎7階)

電子メール:densan@city.takikawa.lg.jp

## 3 参加資格

(1) 国、都道府県又は市区町村が発注した同種・類似業務を受注し、履行完了した実績があり、確実に履行できることであること。

(2) 本業務に係る申請の資格については、法人又はその代表者が次のアからキまでのいずれにも該当しないものであること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しないもの又は入札執行日前6月以内に手形若しくは小切手を不渡りにしたもの

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立てが行われたもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立てが行われたもの

- オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないもの(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にあるもの又は役員が暴力団の構成員等であるもの
- カ 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成11年滝川市告示第43号)第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されているもの
- キ 国税、地方税に滞納があるもの

#### 4 企画提案審査の手続き

##### (1)スケジュール

ア 募集要項等の公表	令和6年5月15日(水)
イ 募集要項等に関する質問	令和6年5月22日(水)13時まで
ウ 質問に対する回答	令和6年5月24日(金)
エ 参加表明書の提出期限	令和6年5月27日(月)17時まで
オ 企画提案書の提出期限	
電子データ	令和6年6月13日(木)17時まで
紙媒体	令和6年6月17日(月)17時まで
カ プрезентーション(予定)	令和6年6月19日(水)
キ 審査結果の通知・公表(予定)	令和6年6月20日(木)

##### (2)質問・回答

募集要項等に関する質問は、質問書(様式第1号)により以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和6年5月22日(水)13時まで
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること。
- ウ 回答 回答は令和6年5月24日(金)公式ホームページに掲載する。

##### (3)参加表明書の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書(様式第2号)により以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和6年5月27日(月)17時まで
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること。  
なお、押印のあるスキャンデータ(PDFファイル)を提出すること。

##### (4)企画提案書の提出

参加表明書を提出した事業者は、企画提案書を作成し以下のとおり提出すること。

###### ア 提出期限及び提出方法

###### 1)電子データ

- ・提出期限 令和6年6月13日(木)17時まで
- ・提出方法 ファイル授受機能により提出すること。

なお、参加表明書に記載のメールアドレス宛に事前にファイル送信依頼のメールを送付するので、記載されたURL(送信案内ページ)にファイルのアップロードを行うこと。

- ・提出形式 WORD や PPT、PDF 形式等、一般的に使用されているファイルとする。なお、内容については2)に記載している紙媒体の電子データ版とすること。

## 2)紙媒体

- ・提出期限 令和 6 年 6 月 17 日(月)17 時まで
- ・提出方法 郵送により提出すること。
- ・提出形式 紙媒体とする。なお、原則として A4 版用紙を使用することとし、A3 版用紙を使用する場合には、片袖折りで A4 版サイズに折り込むこと。資料の枚数に制限は無いが、カラー印刷のものを2部郵送すること。

### イ 企画提案書様式

企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

- ・企画提案内容
- ・実施スケジュール
- ・業務実施体制

## (5) 見積書の提出

電子データについて、スキャンデータ(PDF ファイル)を令和 6 年 6 月 13 日(木)17 時までに企画提案書の電子データとともに提出すること。また、企画提案書の紙媒体の提出とともに見積書(様式第 4 号)の正本1部(代表者印を押印)を令和 6 年 6 月 17 日(月)17 時までに提出すること。

## (6) プレゼンテーション

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。

ア 場所・日程 令和 6 年 6 月 19 日(水)(予定)(オンライン形式)に行う。詳細は、プレゼンテーション実施該当者に別途連絡する。

イ 審査職員会議 「行政内部事務にかかる BPR 支援等業務企画提案審査職員会議」を設置し、企画提案の審査を行う。なお、審査職員会議は非公開とする。

### ウ 審査方法

- 1) 説明時間 20 分、質疑応答 10 分、計 30 分とする。
- 2) プrezentationへの参加(オンラインでの発言者)は4名までとする。なお、原則として実施体制に記載されている者が説明を行うこと。
- 3) 企画提案書に基づき説明を行うこと。

エ 審査基準 別表「審査基準」とおりとする。

オ その他 提案者が5者以上となった場合には、提案書等について審査職員会議において上位4者を選定し、プレゼンテーションの実施を行う。  
また、プレゼンテーション内容については、市は録画又は録音することができるものとする。

## (7) 審査結果

- ・審査職員会議の審査結果に基づき、優先交渉事業者及び次点者を決定する。
- ・審査結果については参加事業者に通知するとともに、公式ホームページにおいて優先交渉事業者の掲載を行う。

- ・提案者が1者の場合においても審査基準に基づき審査職員会議において審査を行う。

## 5 契約手続き

- ・審査結果に基づく優先交渉事業者と契約に関する協議を行い契約を締結する。
- ・協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。
- ・契約締結にあたっては、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、協議の結果、必要に応じて訂正、追加、削除等を行うものとする。

## 6 参加申請に係る留意事項

- (1) 提出された申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはできない。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) 滝川市が選定に関し、追加書類の提出を求めるときは、それに応じること。
- (4) 滝川市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、滝川市の承諾を得ることなく、第三者に内容を提示することを禁じる。
- (5) 申請書類は、滝川市情報公開条例(平成9年滝川市条例第6号)に基づく情報公開請求により公開されることがあるので、申請者は滝川市情報公開条例に基づき、滝川市を通じて、管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。
- (6) 同一の法人が複数の申請をすることはできない。
- (7) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。
- (8) 滝川市に提出した申請書類は返却しない。
- (9) 申請後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (10) 参加にあたり、提案者に生じた損害等については、滝川市は一切その責を負わないものとする。

## 7 受託事業者に係る留意事項

- (1) 個人情報の取扱い
  - ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を順守の上、個人情報の取扱いを行うこと。
  - イ 受託者の役員及び従業員には、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用しない旨の守秘義務が課せられ、これに違反したときは、懲役又は罰金の処罰が課せられる。(契約期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又は職務を退いた後においても同様とする。)
  - ウ 滝川市を通じて、業務の実施に当たり保有する個人情報の開示又は訂正等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。
- (2) 業務の一括委託を禁止する。業務は、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。ただし、その一部について、あらかじめ滝川市が認めるときは、この限りではない。